

調布都市計画道路事業3・4・17号狛江仙川線 (松原交差点付近)の事業計画変更について

1. 概要

狛江市松原交差点は、東京都が進めている渋滞対策事業「第3次交差点すいすいプラン」に位置付けられており、平成30年11月8日付け関東地方整備局告示第252号で都市計画道路事業の認可が告示されました。

本事業は平成30年11月8日から令和5年3月31日までの事業施行期間の予定でしたが、用地取得の進捗の遅れから、期間内の事業完了が困難となったため、東京都が事業施行期間を5箇年延長とする変更認可の申請を行いました。

令和5年2月24日付け関東地方整備局告示第49号で事業計画の変更認可が告示され、事業施行期間は令和10年3月31日までの延長となります。

2. 事業内容

調布都市計画道路事業3・4・17号狛江仙川線

施行者：東京都

事業地：狛江市中和泉一丁目、中和泉二丁目、和泉本町一丁目及び
和泉本町三丁目各地内

延長：235m

幅員：16m

事業施行期間：平成30年11月8日から令和10年3月31日まで

